

### 第 3 6 号議案

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例（昭和 5 8 年足立区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 4 項中「区営自転車等駐車場」の前に「前項に定めるもののほか、」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項の規定により有料とした区営自転車等駐車場に次項の規定により区長が定めた利用手続によらずに駐車された自転車等があるときは、第 1 0 条、第 1 2 条及び第 1 3 条の規定を準用する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（レンタサイクル事業の実施）

第 1 5 条の 2 区長は、第 1 4 条の規定により設置した区営自転車等駐車場においてレンタサイクル事業を行うことができる。

2 レンタサイクルの利用手続、料金その他管理に関する事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

区営自転車等駐車場でのレンタサイクル事業の実施等を定める必要が

あるので、この条例案を提出いたします。